

愛媛県建設業審議会資料

令和7年3月24日（月）

9：30～10：30

愛媛県庁議事堂4階

農林水産・建設委員会室

目 次

I 次第等

愛媛県建設業審議会委員名簿.....	1
--------------------	---

II 諮問案件資料

1 建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し	3
災害対応等に係る貢献度の評価.....	4
2 ランダム係数の導入.....	6
3 建設工事関連業務における総合評価落札方式の試行導入	7

III 報告案件資料

1 入札・契約制度の特例措置 [入札不調対策] の継続	9
2 建設工事関連業務におけるダンピング対策の強化	11
3 担い手3法の改正について.....	12

IV その他

愛媛県建設業審議会条例（抜粋）	16
入札・契約制度の改善策に係る近年の主な取組み	17

愛媛県建設業審議会委員 名簿 (令和7年3月現在)

区 分	氏 名	現 職	備 考
学識経験者 (4名)	東 瀨 則之	松山大学経営学部教授	
	郡司島 宏美	愛媛大学大学院理工学研究科准教授	
	大内 由美	(一社) えひめ若年人材育成推進機構 常務理事	
	新木本 恵美	社会保険労務士	
建設工事の 需 要 者 (4名)	河野 忠康	愛媛県町村会長	
	数藤 宏治	西日本高速道路(株)四国支社 愛媛高速道路事務所長	
	佐川 東輝枝	愛媛県商工会議所女性会連合会 会長	
	仙波 純子	愛媛県男女共同参画センター館長 公益財団法人えひめ女性財団 常務理事	
建設業者 (4名)	浅田 春雄	(一社) 愛媛県建設業協会 会長	
	藤田 由美	(株) 藤田組 代表取締役 会長	
	西岡 義則	愛媛県建設産業団体連合会 会長	
	松山 清	(一社) 愛媛県建設業協会 建築部会長	
関係各庁 (2名)	菊地 志郎	国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所長	
	渡部 仁司	愛媛労働局 雇用環境・均等室長	
計	14名		

現委員の任期：R5.10.1～R7.9.30（2年間）

【諮 問 案 件】

1 建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し

本県では、公共工事の品質確保のため、価格と技術力を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式を平成18年9月から導入し、順次適用範囲を拡大しており、現在は、原則設計金額1千万円（建築1千5百万円）以上の工事において全部局で実施している。

総合評価落札方式は、工事の品質確保に資することを本来の目的としながら、災害復旧対応など建設業者としての社会性を評価することで地域貢献を後押しする効果も果たしている。

今回の審議会では、さらなる公平性の確保と競争性の向上を図る観点から、総合評価落札方式における評価項目の見直しについて諮問する。

《愛媛県の総合評価落札方式(現行)》

区 分	標準型 (WTO対象工事)	簡易型		
		施工計画型	実績確認型	簡易実績型
適用範囲	予定価格 27.2億円以上 (R6.4.1～R8.3.31)	設計金額 2億円以上(※1)	設計金額 5千万円(建築:6千万円、その他:4千5百万円)以上 2億円未満(※2)	設計金額 1千万円(建築:1千5百万円)以上 5千万円(建築:6千万円、その他:4千5百万円)未満(※2)
評 価 区 分	技術提案	○		
	施工計画		○	
	企業の施工能力		○	○
	配置予定技術者		○	○
	技術力の継続的な確保		○	○
	地理的要件		○	○
	<u>地域貢献度</u>		<u>○</u>	<u>○</u>

※1 設計金額2億円以上であっても、在来工法による建築耐震改修工事や技術的難易度が低い工事については実績確認型を適用

※2 災害復旧工事は設計金額1億円未満まで、防災対策工事は同3千万円未満までが総合評価落札方式の対象外(指名競争入札)

・災害対応等に係る貢献度の評価

土木一式、建築一式、舗装又は管工事の場合に設定している評価項目「災害対応等の実績」について、次のとおり見直しを行う。

- (1) 災害協定・家畜伝染病支援協定について、県との協定締結をもって評価する。
- (2) 災害協定に基づく応急対策業務又は家畜伝染病支援協定に基づく支援活動業務の実績を別項目とし、それぞれ出動のため待機した場合でも、「準備体制の構築等」として評価する。
- (3) 訓練パトロールへの参加実績と災害ボランティア活動の実績の項目を統合し、評価対象期間を「過去2か年度」から「過去1か年度」に短縮する。

※上記見直しにあわせて、評価項目を「災害対応等への協力体制及び実績」に改める。

【改善案】

〔工種が土木一式、建築一式、舗装及び管の場合〕※管も同一項目とする。

協定の締結をもって評価

評価項目	評価内容	評価基準	配点
災害対応等への協力体制及び実績	県と災害協定又は家畜伝染病支援協定の締結及び過去2か年度の協定に基づく協力要請への対応、過去1か年度の災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績又は災害ボランティア活動の実績	次の①～④までの全てに該当あり	16
		①災害協定又は家畜伝染病支援協定の締結	
		②災害協定に基づく対応	
		③家畜伝染病支援協定に基づく対応	
		④災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績又は災害ボランティア活動の実績	
上記①～④までのいずれか3つに該当あり	12		
上記①～④までのいずれか2つに該当あり	8		
上記①～④までのいずれかに該当あり	4		
	上記以外	0	

評価対象期間を現行の「過去2か年度」から「過去1か年度」に縮減

訓練パトロールへの参加実績と災害ボランティア活動の実績の項目を統合

災害協定・家畜伝染病支援協定について、加点対象としていた活動実績を協定に基づく「対応」に変更するとともに、別項目とする。

《改善理由》

県との協定に基づく災害対応等の準備に相応の負担を要している業者を適正に評価するとともに、受入数に限りのある災害ボランティア活動における一部業者の持ち点化を防ぐことにより、入札における一層の公平性の確保と競争性の向上を図るため。

《適用時期》

令和7年6月以降に入札公告等を行う工事から適用

【現 行】

〔工種が土木一式、建築一式、舗装の場合〕

評価項目	評価内容	評価基準	配点
災害対応等の実績	過去2か年度の災害協定等に基づく応急対策業務、支援活動業務及び災害ボランティア活動の実績並びに過去2か年度の災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績	次の①～③までの全ての実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績 ③2回以上の訓練パトロールへの参加実績	15
		次の①～③までのいずれか2つの実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績 ③2回以上の訓練パトロールへの参加実績	10
		次の①～③までのいずれかの実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績 ③2回以上の訓練パトロールへの参加実績	5
		上記以外	0

〔工種が管の場合〕

評価項目	評価内容	評価基準	配点
災害対応等の実績	過去2か年度の災害協定等に基づく応急対策業務、支援活動業務及び災害ボランティア活動の実績	次の①、②いずれも実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績	10
		次の①、②いずれかの実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績	5
		上記以外	0

2 ランダム係数の導入

調査基準価格（最低制限価格）の算出に当たり、ランダム係数を新たに導入する。

● 調査基準価格（最低制限価格）の算出方法

$$\begin{array}{l} \text{調査基準基本価格}^{\ast 1} \\ \text{（最低制限基本価格）} \end{array} \times \text{ランダム係数} = \begin{array}{l} \text{調査基準価格}^{\ast 2} \\ \text{（最低制限価格）} \end{array}$$

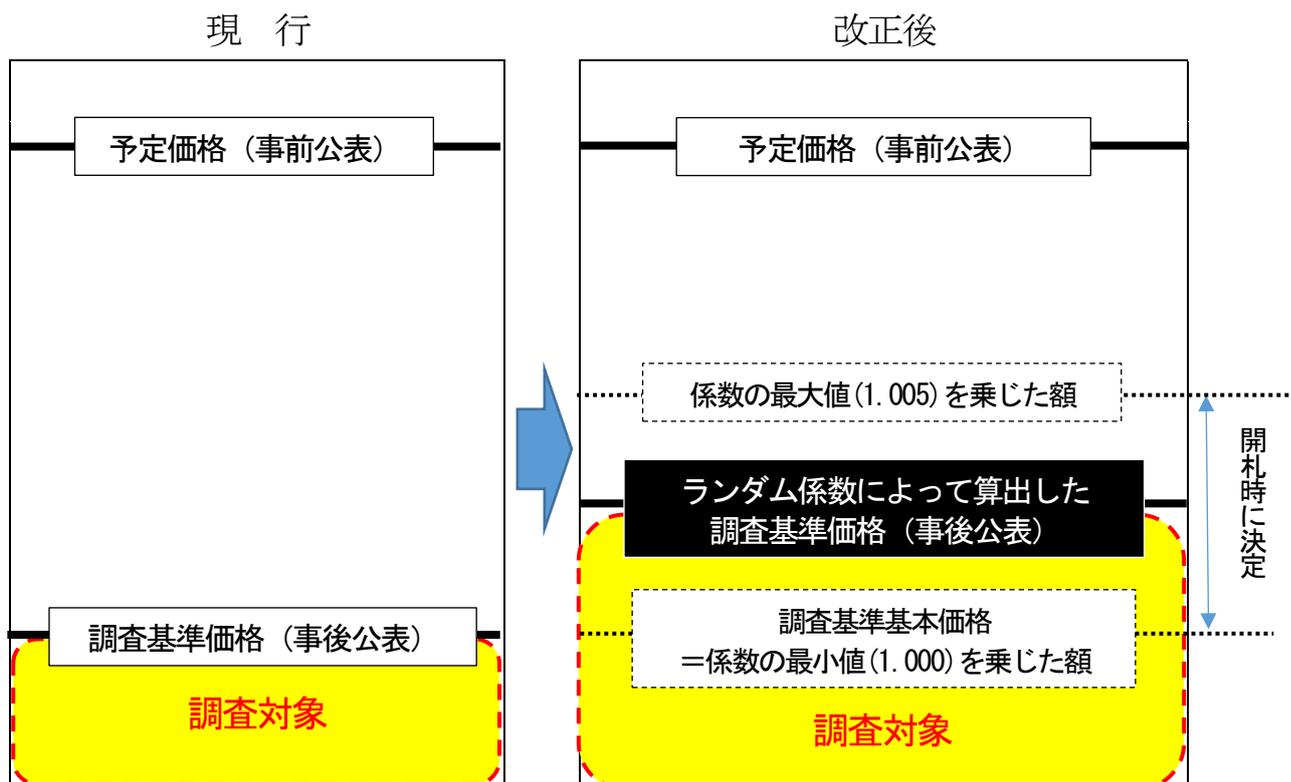
※1 現行の調査基準価格（最低制限価格）

※2 小数点以下は切捨て

● ランダム係数の値

開札時に電子入札システムが自動的に算出する 1.000～1.005 までの無作為の数字。

● イメージ図（低入札価格調査制度の場合）



《改善理由》

開札時までの間、調査基準価格（最低制限価格）を誰も知り得ない仕組みを構築することによって、入札の透明性や公正性の確保を図るため。

《適用時期》

令和7年6月以降に入札公告等を行う工事及び業務から適用

3 建設工事関連業務における「総合評価落札方式」の試行導入

建設工事関連業務において「総合評価落札方式」を試行する。
 (当面は、土木部発注かつ設計金額3,000万円以上の高度な技術力を要する土木関係コンサルタント業務に限定)

● 総合評価落札方式における入札参加資格及び総合評価の方法について

<入札参加資格>

同種又は類似の業務実績を有する者であること。なお、同種業務の実績を有している県内業者が一定数見込まれる場合は愛媛県内に本店を有する者であることとし、これ以外の場合は本店所在地を愛媛県内に限定しない。

<総合評価の方法>

(1) 評価値の算定方法

評価値＝技術評価点＋価格評価点＋低入札に対する評価

(2) 落札者の決定方法

評価値が最も高い者を落札者とする。

(3) 技術評価点の算定方法

技術評価点＝(技術評価点の配分点)×(技術評価の得点合計)／
 (技術評価の配点合計) [少数4位止め(5位切り捨て)]

なお、技術評価点の配分点は、50点とする。

(4) 技術評価項目

評価項目の設定は、次のとおりとする。

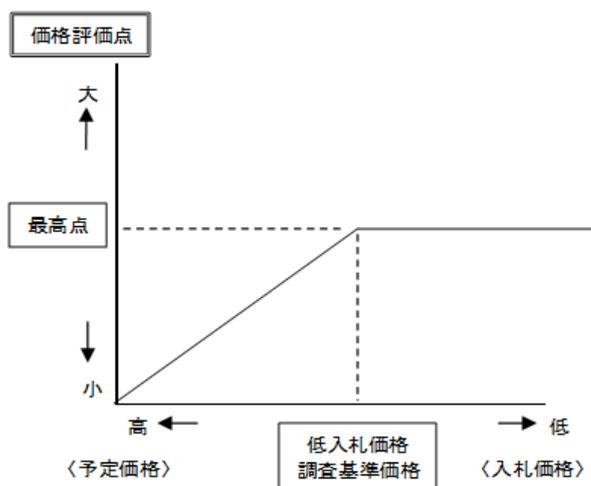
		評価項目	評価内容	配点
企業の評価		①同種・類似業務の実績	過去10か年度の同種・類似業務の実績	5
		②常駐技術者数	県内の常駐技術者数	5
		③業務成績評定点	過去3か年度の業務成績評定平均点	5
		④災害時の活動体制	県と災害協定を締結している団体への加入	5
		⑤地域精通度	県内本店・支店等の所在の有無	10
		⑥公共土木施設愛護事業への参加実績	過去2か年度における参加実績	5
配置予定 技術者	管理技術者	⑦保有資格	技術士、RCCMの資格の有無	10
		⑧同種・類似業務の実績	過去10か年度の同種・類似業務の実績	5
		⑨手持ち業務	手持ち業務件数	5
	照査技術者	⑩保有資格	技術士、RCCMの資格の有無	5
		⑪同種・類似業務の実績	過去10か年度の同種・類似業務の実績	5
技術評価の配点合計				65

(5) 価格評価点の算定方法

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (\text{予定価格} - \text{入札価格}) \div (\text{予定価格} - \text{調査基準価格}) \quad [\text{少数4位止め(5位切り捨て)}]$$

なお、価格評価点の配分点は、50点とする。

ただし、入札価格が低入札価格調査基準価格を下回る場合の価格評価点は、入札価格に係わらず一定とする。



(6) 低入札に対する評価

低入札に対する評価は次のとおりとする。

評価基準	配点
応札歴なし	0
本業務で調査基準価格を下回る応札	-5
対象期間に調査基準価格又は最低制限価格を下回る応札歴あり	-5

低入札に対する評価の対象期間は次のとおりとする。

入札公告日の 属する月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象期間	前年度 10~12月	前年度 1~3月		4~6月			7~9月		10~12月			

《改善理由》

価格に加え技術力等を評価する総合評価落札方式の導入により、県内外企業間の競争が高まり、企業の技術力や成果の品質向上を図るため。

《適用時期》

令和7年6月以降に入札公告を行う業務から適用

【報 告 案 件】

1 入札・契約制度の特例措置〔入札不調対策〕の継続

（経緯等）

近年、建設業界は、建設需要の高まりにより、全国的に人手不足となっており、本県でも技術者等が不足する状況を踏まえ、平成25年2月から、入札不調対策に係る特例措置を実施しているところである。

この特例措置について、近年頻発している大規模災害からの復旧・復興工事等による建設需要の高まりから、全国的に建設業界は人手不足となっており、本県でも技術者等の不足による入札不調の懸念が依然としてある。

加えて、国の令和2年度第3次補正予算を皮切りに実施されている「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、令和7年度も相当程度の額が引き続き予算計上されることが見込まれることから、引き続き適用することとした。

○ 入札不調（応札者なし）の状況（全部局発注工事）（単位：件）

年度	入札件数	入札不調件数	
	件数	件数	率
令和5年度（全期間）	2,315	63	2.7%
うち12月末まで	1,568	48	3.1%
令和6年度（12月末）	1,453	46	3.2%

○ 令和6年度月別入札不調（応札者なし）の状況（全部局発注工事）（単位：件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
入札件数	86	107	162	190	234	342	99	136	97	1,453
入札不調件数	4	2	2	4	9	6	6	6	7	46
入札不調率	4.7%	1.9%	1.2%	2.1%	3.8%	1.8%	6.1%	4.4%	7.2%	3.2%

《特例措置の内容》

(1) 主任技術者の兼任要件の緩和（建設業法施行令第27条第2項の取扱い）

※建設業法に基づき専任を要する4,500万円（建築9,000万円）以上の工事
工事現場の相互の間隔が10km以内の近接した場所において同一の建設業者が施工する2件の工事については兼任を認める。（平成26年2月3日付け国土交通省通知参照）

(2) 現場代理人に係る緩和

① 常駐義務の緩和

全ての工事がア又はイいずれか（同時適用は不可）の要件に該当する場合、現場代理人の兼任を認める。ただし、本県発注工事以外の工事との兼任は、該当する発注機関の承諾がある場合に限る。

なお、本県発注の年間維持工事等と別工事の現場間の距離が、いずれも最短30分以内^(注)又は同一建設部・土木事務所管内の範囲である場合、現場代理人の常駐義務の緩和の可否を判断するにあたり、年間維持工事等1件までは、兼任件数に含めないことができるものとする。

(注) 1つの工事に現場が複数ある場合も同様

ア 以下の要件を全て満たす場合

(ア) 設計金額

4,500万円未満（建築9,000万円）

(イ) 件数

3件以内（県工事以外の工事と兼任する場合は2件まで）

(ウ) 現場間の距離

最短30分以内又は同一建設部・土木事務所管内

イ 建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められた工事は、2件まで兼任を認める。

② 現場代理人変更時の雇用要件の緩和

変更日の前日以前に直接的雇用関係があること。（本則：3か月以上）

(3) 入札者数の取扱いの緩和

全ての入札（工事及び建設工事関連業務）について、1者応札を有効とする。

(4) 相指名業者への下請制限の緩和

受注者からの申請により、同一の入札参加者への下請を原則承認する。

2 建設工事関連業務におけるダンピング対策の強化

総合評価落札方式の導入にあわせて、建設工事関連業務における調査基準価格（最低制限価格）の算定式を国と同様の基準となるよう見直しを行う。

算定式		適用範囲 (現行通り)
現行	見直し後	
以下の合計に1.1を乗じた額	以下の合計に1.1を乗じた額	
【測量業務】	【測量業務】	
直接測量費 ×1.00	直接測量費 ×1.00	予定価格の 6/10～8.2/10
測量調査費 ×1.00	測量調査費 ×1.00	
諸経費 × <u>0.40</u>	諸経費 × <u>0.50</u>	
【建築関係コンサルタント】	【建築関係コンサルタント】	
直接人件費 ×1.00	直接人件費 ×1.00	予定価格の 6/10～8.1/10
特別経費 ×1.00	特別経費 ×1.00	
技術料等経費× <u>0.50</u>	技術料等経費× <u>0.60</u>	
諸経費 × <u>0.50</u>	諸経費 × <u>0.60</u>	
【土木関係コンサルタント】	【土木関係コンサルタント】	
直接人件費 ×1.00	直接人件費 ×1.00	予定価格の 6/10～8.1/10
直接経費 ×1.00	直接経費 ×1.00	
その他原価 × <u>0.70</u>	その他原価 × <u>0.90</u>	
一般管理費等× <u>0.45</u>	一般管理費等× <u>0.50</u>	
【地質調査業務】	【地質調査業務】	
直接調査費 ×1.00	直接調査費 ×1.00	予定価格の 2/3～8.5/10
間接調査費 × <u>1.00</u>	間接調査費 × <u>0.90</u>	
解析等調査業務費× <u>0.75</u>	解析等調査業務費× <u>0.80</u>	
諸経費 × <u>0.40</u>	諸経費 × <u>0.50</u>	
【補償関係コンサルタント】	【補償関係コンサルタント】	
直接人件費 ×1.00	直接人件費 ×1.00	予定価格の 6/10～8.1/10
直接経費 ×1.00	直接経費 ×1.00	
その他原価 × <u>0.70</u>	その他原価 × <u>0.90</u>	
一般管理費等× <u>0.45</u>	一般管理費等× <u>0.50</u>	

《改善理由》

業務成果品の品質確保や、企業の適正な利潤確保を図るため。

《適用時期》

令和7年6月以降に入札公告等を行う業務から適用

第三次・担い手3法について（令和6年6月改正）

■第三次・担い手3法の全体像

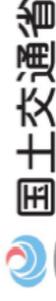
インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、**担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手3法を改正**

議員立法 公共工物品質確保法等の改正		政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準労務費の確保と行き渡り ● 建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費への しわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> ● 資材高騰分等の転嫁円滑化 <ul style="list-style-type: none"> - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 工期ダンピング防止の強化 ● 工期変更の円滑化
生産性 向上		<ul style="list-style-type: none"> ● I C T 指針、現場管理の効率化 ● 現場技術者の配置合理化
	地域 建設業等 の維持	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 公共工物品質確保法等の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇ 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
地域における 対応力強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な入札条件等による発注 ● 災害対応力の強化（J V方式・労災保険加入） ● 発注担当職員の育成 ● 広域的な維持管理 ● 国からの助言・勧告【入契法改正】 	

第三次・担い手3法について（令和6年6月改正）



建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)



令和6年6月14日公布

背景・必要性

建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間
 建設業* 417万円/年 2,022時間/年
 全産業 494万円/年 1,954時間/年 (▲15.6%) (+3.5%)
 [H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

*賃金は「生産労働者」の額
出典：厚生労働省「毎月労働力調査」(令和4年)

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていただけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、
 処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化 (R6.12~)
 ▶国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告 (R6.9~)
 ・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り (R7.12~)
 ・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
 ▶国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表 (違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入 (R7.12~)

2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール (R6.12~)
 ・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
 ・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール (R6.12~)
 ・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務*
*公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

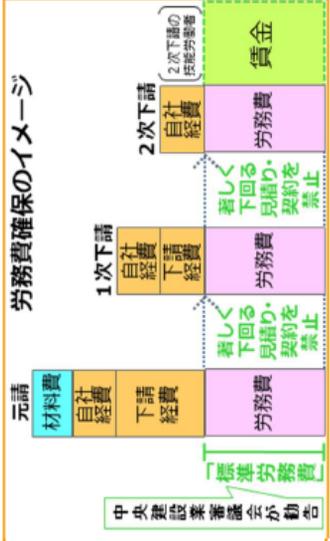
3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制 (R7.12~)
 ・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上 (R6.12~)
 ・現場技術者に係る専任義務を合理化(例、遠隔通信の活用)
 ・国が現場管理の「指針」を作成(例、元下間でデータ共有)
 ▶特定建設業者や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化
 ・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

※ 多くの下請業者を使う建設業者

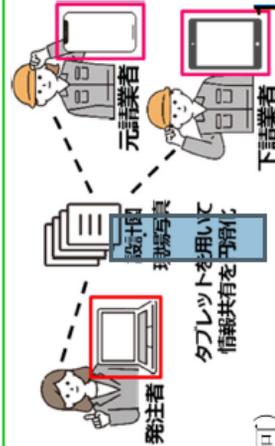


処遇改善

- 賃金の引上げ
- 資材高騰分の転嫁
- 労務費へのしわ寄せ防止
- 働き方改革
- 生産性向上

担い手の確保

持続可能な建設業へ



■ 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

契約前のルール

○ 資材高騰に伴う**請負代金等の「変更方法」**を
契約書の法定記載事項として明確化

契約変更条項

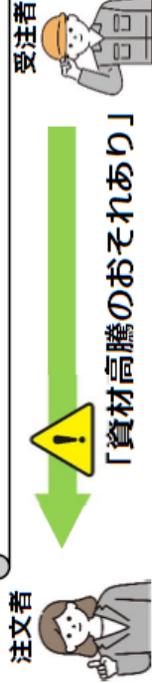


(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

○ 受注者は、**資材高騰の「おそれ情報」**を
注文者に**通知する義務**

契約書(イメージ)
第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動が生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。



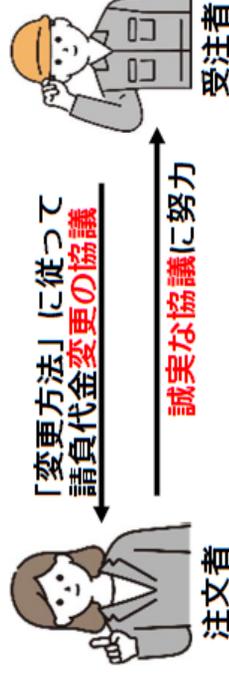
資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

○ 契約前の通知をした**受注者は、注文者に請負代金等の変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



期待される効果

資材高騰分の**転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止**

働き方改革と生産性向上

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

（本項目のみR7年12月施行）

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

（現行）注文者は、工期ダンピングを禁止

（参考）工期不足の場合の対応

1位	休日出勤	59%
2位	作業員の増員	58%
3位	早出や残業	40%

（出典）国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」（令和5年度）

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

契約前 ○ 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

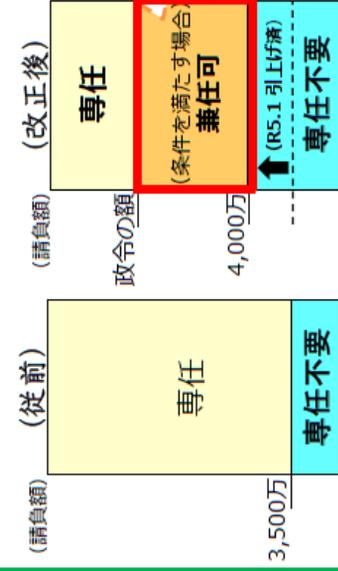
（注）不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項（現行）

契約後 ○ 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※
※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



〔主な条件〕

- ・ 兼任する現場間移動が容易
- ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・ 兼任する現場数は一定以下

＜例＞ 遠隔施工管理



◆ 営業所専任技術者の兼任不可
◆ 営業所専任技術者の兼任可

（注）請負額の基準額は、建築一式工事にあつては2倍の額

② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、
効率的な現場管理を努力義務化
※ 多くの下請け業者を使う建設業者



○ 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化
（ICT活用で確認できれば提出は不要に）

愛媛県建設業審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 建設業法（昭和24年法律第100号）第39条の2の規定により、愛媛県建設業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ建設業の改善に関する重要事項を調査審議し、その結果を知事に報告し、又は勧告する。

（組織）

第3条 審議会は、委員14人をもつて組織する。

2 審議会の委員は、関係各庁の職員、学識経験のある者、建設工事の需要者及び建設業者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

3 建設工事の需要者及び建設業者のうちから委嘱する委員の数は、同数とし、これらの委員の数は、委員の総数の3分の2以上であることができない。

（会長）

第4条 審議会に会長を置く。会長は、学識経験のある者である委員のうちから、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、学識経験のある者である委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

（委員の任期等）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、関係各庁の職員のうちから任命又は委嘱された委員の任期は、その者が当該関係各庁の職にある期間とする。

2 関係各庁の職員のうちから任命又は委嘱された委員以外の委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

（会議）

第6条 会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 関係各庁の職員、学識経験のある者、建設工事の需要者又は建設業者のいずれかに属する委員の出席者の数が出席委員の総数の2分の1をこえるときは、議事を決することができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（第7～9条省略）

第10条 この条例に定めるものを除くほか、審議会の運営に関し必要な事項については、審議会が定める。

建設業法（抜粋）

（都道府県建設業審議会）

第三十九条の二 都道府県知事の諮問に応じ建設業の改善に関する重要事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、都道府県建設業審議会を設置することができる。

2 都道府県建設業審議会に関し必要な事項は、条例で定める。

入札・契約制度の改善策に係る近年の主な取組み

①発注標準等の適正化

- 令和3年4月～ 業者選定等の枠組みの抜本的改革
 - ・格付け等級区分の再編
(土木一式：5段階、建築一式：4段階、その他：3段階)
 - ・発注区分の見直し（上位等級業者の少額工事への入札参加の制限）
 - ・最下位等級の上限額の引上げ（土木一式・その他8百万円→1千万円）
 - ・直近上位等級の対象工事に入札参加できる「チャレンジ枠」の設定
(土木一式工事のうち一般土木工事→土木一式工事全般に拡大（令和5年6月～）)
 - ・入札参加要件において求める施工実績・従事経験の条件緩和
(入札参加要件から総合評価へのシフト)

②入札後審査型一般競争入札の拡大

- 平成15年7月～ 入札後審査型一般競争入札の試行を開始（設計金額2億円以上10億円未満の一般土木・建築工事）
 - 平成16年7月～ 設計金額1億円以上（特殊工事については設計金額2億円以上）の工事に拡大して試行（WTO対象工事を除く。以下同じ）
 - 平成19年4月～ 格付A・B等級対象（土木工事で設計金額3千万円以上）の全工事に拡大
 - 平成20年4月～ 格付A～C等級対象（土木工事で設計金額8百万円以上）*の全工事に拡大
- (※ 業者選定の枠組みの抜本的改革に伴い、「格付S～C等級」「1千万円以上」に変更（令和3年4月～）)

③総合評価落札方式の拡充

- 平成18年9月～ 簡易型総合評価落札方式の試行を開始（土木部発注工事）
- 平成20年4月～ 設計金額5千万円以上の土木部発注工事で本格実施、他部局発注工事で一部試行
- 平成21年4月～ 設計金額3千万円以上の全部局発注工事で本格実施
- 平成23年6月～ 簡易実績型総合評価落札方式を試行導入（設計金額8百万円（建築工事は1千5百万円）以上3千万円未満*の土木部発注工事）
(※ 業者選定の枠組みの抜本的改革に伴い、「設計金額1千万円（建築工事は1千5百万円）以上5千万円（建築工事は6千万円、その他は4千5百万円）未満」に変更（令和3年4月～）)
- 平成23年8月～ 標準型総合評価落札方式を導入（WTO対象工事）
- 平成24年4月～ 簡易実績型総合評価落札方式を全部局で本格導入
- 平成26年度以降 評価項目の見直しを適宜実施*
(※ 企業の施工能力「ISOマネジメントシステム等の取組」の廃止（令和6年6月～）)
(※ 企業の施工能力「生産性向上の取組（ICTの活用）」の追加（令和6年6月～）)
- 平成29年4月～ 加算点の換算方法の変更
- 令和3年4月～ 総合評価落札方式の抜本的見直し
 - ・企業実績評価の価格帯に応じた縮減（実績確認型はA等級対象工事*に限定、少額工事では企業実績評価を廃止）
(※ 設計金額2億円以上の工事（令和5年6月～）)
 - ・設備等施工体制の評価の充実（工場、作業船等の評価を引上げ）
 - ・評価区分「技術力の継続的な確保」を新設
- 令和5年6月～ 総合評価落札方式の見直し
 - ・施工計画型の対象金額の見直し（設計金額1億円以上→同2億円以上）

④低入札対策

- 平成20年4月～ 低入札価格調査制度において、積算費目ごとに失格判断基準を設定
- 平成21年10月～ 最低制限価格制度の導入（設計金額3千万円未満の工事）
- 平成22年4月～ 簡易型総合評価落札方式において施工体制確認方式を導入

- 平成22年 6月～ 低入札を繰り返す業者の入札からの排除措置（低価格入札者排除措置）の試行導入（土木部発注工事）
- 平成23年 4月～ 低価格入札者排除措置を全部局で本格実施
- 平成25年 6月～ 調査基準価格及び最低制限価格の上限を廃止

⑤談合等不正行為対策

- 平成13年 7月～ 相指名業者への原則下請禁止及び指名業者の事前公表の廃止
- 平成18年 7月～ 談合情報対応マニュアルにおける談合情報の取扱い判断基準等の改正
- 平成19年 4月～ 契約約款の損害賠償予約条項の強化（10% → 20%）
- 平成21年 4月～ 入札参加資格停止期間の強化
- 平成22年 8月～ 暴力団排除条例施行に伴い、契約の相手方が暴力団員等と判明したときは契約解除できる旨を契約約款及び特約に規定

⑥施工体制の適正化

- 平成13年 7月～ 請負金額50%以上の下請に係る事前承認制の採用
- 平成22年 4月～ 現場代理人の取扱いについて、直接的な雇用の確認及び常駐条件の緩和
- 平成23年 4月～ 現場代理人の取扱いについて、施工着手前、工場製作及び工事中止期間の常駐要件の緩和
- 平成24年 4月～ 現場代理人の取扱いについて、常駐義務の緩和、兼務の承認
- 平成31年 4月～ 副現場代理人の設置
- 令和2年10月～ 特例監理技術者制度の導入

⑦入札不調対策

- 平成20年 4月～ 設計金額1億円未満の一般競争入札の1者応札時有効
- 平成25年 2月～ 特例措置（不調対策）の実施
 - ・指名競争入札^{*}の1者応札時有効（※平成26年2月～ 全ての入札に適用拡大）
 - ・相指名業者への下請を原則承認
 - ・主任技術者、現場代理人の兼任要件緩和
- 平成27年 4月～ ・設計金額3千万円未満の入札不調の再発注に指名競争入札への変更可能

⑧社会保険等未加入対策

- 平成26年11月～ 平成27・28年度格付けから未加入業者の排除
- 平成27年 1月～ 個別入札から未加入業者の排除
- 平成27年 4月～ 元請業者に対する未加入業者との一次下請契約の禁止措置（下請代金総額3千万円（建築工事は4千5百万円）以上の工事）

《違反した場合の元請業者へのペナルティ》

 - * 制裁金の徴収 * 入札参加資格停止措置 * 工事成績評定点の減点
- 平成28年 4月～ 元請業者に対する未加入業者との一次下請契約の禁止措置について、全ての工事に拡大
- 平成29年10月～ 元請業者に対する未加入業者との下請契約の禁止措置について、二次以下の全ての下請契約に拡大（違反した場合の元請業者へのペナルティも同時施行）

⑨地域防災力の強化

- 平成24年 4月～ 災害復旧工事（設計金額3千万円未満）に指名競争入札を適用
- 平成27年 6月～ 防災対策事業に係る工事（設計金額3千万円未満）に指名競争入札を適用
- 平成30年 7月～ 災害復旧工事に係る入札契約方式の見直し
 - ・緊急度が極めて高い本復旧工事等においては随意契約を適用可能
 - ・一定の期日までに完了させる必要がある本復旧工事において、設計金額3千万円以上1億円未満の工事にあつては指名競争入札、設計金額1億円以上の工事にあつては実績確認型を適用可能

- 令和3年4月～ 災害復旧工事に係る入札契約方式の見直し
 - ・災害復旧工事全般において、
 - 設計金額1億円未満の工事にあつては指名競争入札、
 - 設計金額1億円以上の工事にあつては実績確認型を適用

⑩地域維持型契約方式の推進

- 平成23年4月～ 事業協同組合への維持管理工事の一括発注を一部試行（新居浜市）
- 平成28年度以降 維持管理工事における地域維持型契約方式を拡大

